

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【公表番号】特表2004-517975(P2004-517975A)

【公表日】平成16年6月17日(2004.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2004-023

【出願番号】特願2002-529187(P2002-529187)

【国際特許分類】

C 09 D 5/00 (2006.01)

C 09 D 161/28 (2006.01)

C 09 D 175/04 (2006.01)

【F I】

C 09 D 5/00 Z

C 09 D 161/28

C 09 D 175/04

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【特許請求の範囲】

【請求項1】 1成分系として加工することができ、100未満で硬化できる貯蔵安定性、水性、ストーンチップ耐性およびサンド仕上げ可能なコーティング用組成物であって、自動車用OEMサーフェーサーに一般的な顔料および添加剤、ならびにポリウレタン分散液AおよびBならびに一般的な高反応性メラミン樹脂を含んでなるバインダーからなり、物理的な乾燥後のPU分散液Aが、DIN 53 157にしたがって90秒を超える振子型硬度を与え、物理的な乾燥後のPU分散液Bが、90秒未満の振子型硬度(DIN 53 157)を示すことを特徴とするコーティング用組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0034】

結果は、予想通りに、例1において、OH基含有ポリエステル分散液および高反応性メラミン樹脂の存在は、十分な貯蔵安定性を確実にしないことを示す。低いOH基のポリウレタン分散液を使用した場合に、例3~5において、メラミン樹脂による安定性挙動がさらに有利である。ペイントフィルムの好ましい硬度は、配合物中の低いOH基の硬質分散液と軟質分散液の割合によって調節できる。安定性、サンド仕上げ適性および衝撃耐性に関する良好な結果が、本発明の例5によって示される。メラミン樹脂なしでも、同様に、これらの混合物は、安定であり、使用に適している。

以下に本発明の主な態様を記載する。

1.

1成分系として加工することができ、100未満で硬化できる貯蔵安定性、水性、ストーンチップ耐性およびサンド仕上げ可能なコーティング用組成物であって、自動車用OEMサーフェーサーに一般的な顔料および添加剤、ならびにポリウレタン分散液Aおよび

Bならび一般的な高反応性メラミン樹脂を含んでなるバインダーからなり、物理的な乾燥後のPU分散液Aが、DIN 53 157にしたがって90秒を超える振子型硬度を与え、物理的な乾燥後のPU分散液Bが、90秒未満の振子型硬度(DIN 53 157)を示すことを特徴とするコーティング用組成物。

2.

ポリウレタン分散液が、樹脂固形分に基づいて0~1.0重量%、好ましくは0~0.5重量%のヒドロキシル基含量を有することを特徴とする上記1に記載のコーティング用組成物。

3.

コーティング用組成物のバインダー樹脂固形分率が、  
固形分に対して20~90重量%、好ましくは40~70重量%のPU分散液A、  
固形分に対して10~80重量%、好ましくは30~60重量%のPU分散液B  
および  
0~30重量%、好ましくは5~20重量%の反応性アミノ樹脂架橋剤からなり、  
コーティング用配合物における3成分の割合は、合計して100重量%になる上記1または2に記載のコーティング用組成物。

4.

金属およびプラスチックからできた自動車部品のサンド仕上げ可能かつストーンチップ耐性のコーティングとしての上記1~3のいずれかに記載のコーティング用組成物の使用。

5.

自動車産業における一般的な基材の前処理の後の上記4に記載の使用。

6.

100以下、好ましくは60~100で20~40分の間、得られたコーティングの硬化を用いる上記4または5に記載の使用。